

これからの公民館のあり方について

提 言

令和6年2月

佐賀市公民館のあり方検討委員会

# 目 次

はじめに	1
1. 佐賀市公民館の現状と課題	2
(1) 公民館施設の状況	2
(2) 公民館利用者数の推移	4
(3) 公民館の利用状況（令和4年度利用実績から）	4
(4) 公民館利用者の属性（公民館利用者アンケート調査から）	5
(5) 公民館運営の状況	6
(6) 課題	7
2. 今後の公民館のあり方について	7
提言1)	7
提言2)	8
提言3)	9
提言4)	10
※ 参考	
公民館のあり方検討委員会設置要綱	11
公民館のあり方検討委員会委員名簿	12

## はじめに

本市公民館は、概ね小学校区に設置されている利点を活かし、地域における市民の生涯学習、地域コミュニティ活動の拠点として、地域の人々にもっとも身近な学習や交流の場を提供し、活力と潤いのある地域社会の実現のため、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公民館における生涯学習活動、地域コミュニティ活動の機会は大幅に減少しました。令和4年度に新型コロナウイルス感染症が収束し始めたことにより公民館利用者数は回復の兆しはあるものの、依然として利用者は固定化傾向にあり若い世代や働き盛り世代の利用が少なく、次世代の地域活動者の発掘、育成につながらない状況となっています。

令和5年3月の中央教育審議会答申においては、次期教育振興基本計画の総括的基本方針に「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、今後の公民館に求められる役割を、「他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応（地域振興、多世代交流、福祉等）」、「地域との連携推進による地域づくりの主導（地域住民、NPO、学校等）」、「学びと実践の場の強化」とされています。

本市においても少子・高齢化が進む中、今後、公民館の利便性の向上を図ることで、これまであまり利用されてこられなかった層の利用を増やすとともに、その方々を将来に亘って地域コミュニティ活動へとつなぎ、公民館の地域コミュニティ活動の拠点性を更に高めていくことが求められています。

このような中、本委員会では、これから先の本市公民館がどうあるべきかを6回に亘る議論を重ね、意見をまとめました。この提言を踏まえ、市当局においては、市民一人一人の生涯学習を支援するとともに、地域の活動拠点性の向上の実現を目指し、今後、具体的な検討が行われることを期待します。

# 1. 佐賀市公民館の現状と課題

## (1) 公民館施設の状況

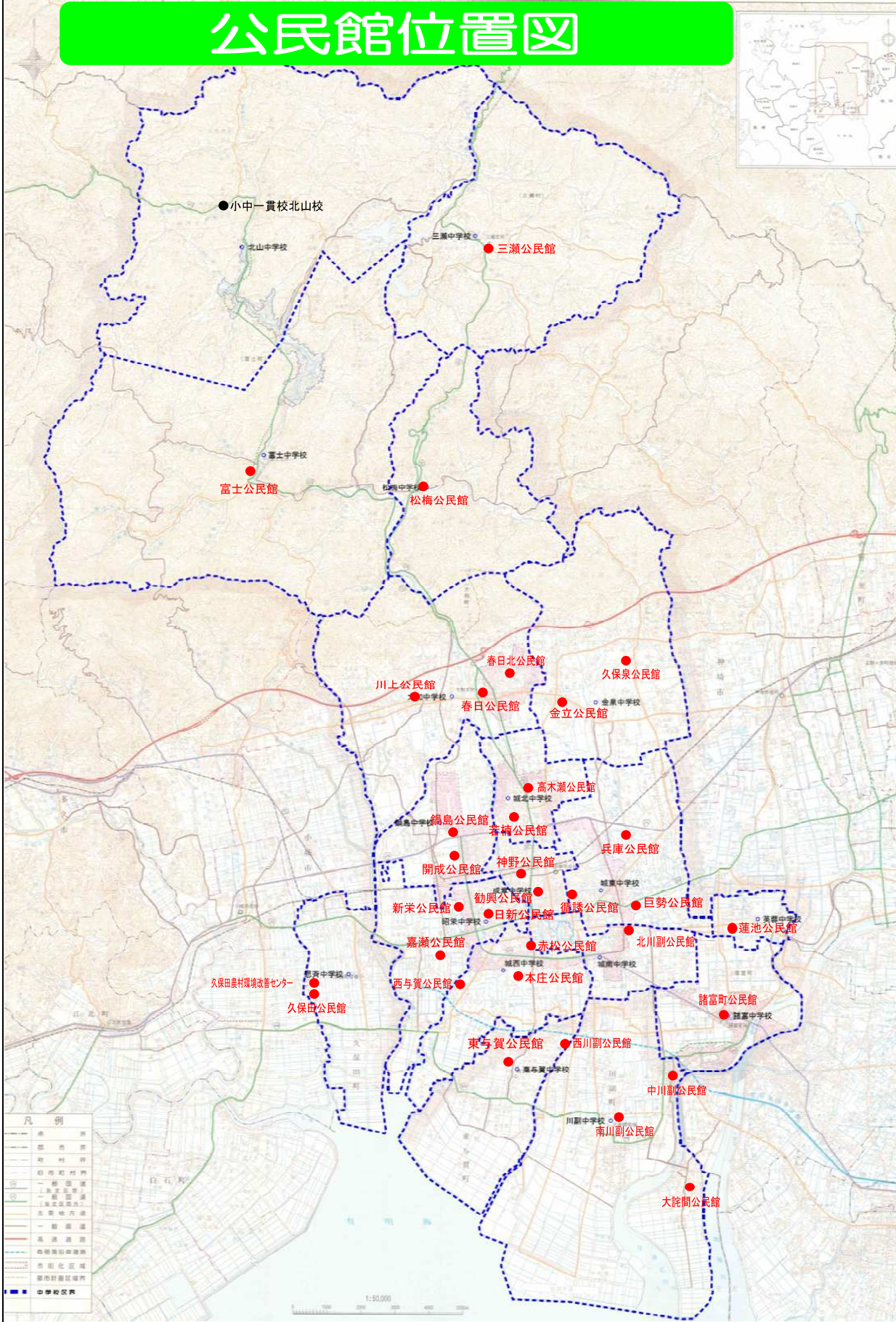
本市には概ね小学校区ごとに32館の地区公民館があり、公民館長及び職員が中心となり、行政や地域団体等と連携を図りながら特色ある事業、各種講座を実施し、またサークル活動などの自主学習活動の支援を行い、地域における市民の生涯学習、住民同士の交流の場を提供している。

地域コミュニティ活動の拠点としての役割も持ち、地域団体の連携調整を図り、まちづくり協議会等の活動支援等を行っている。

《令和4年度佐賀市公民館一覧》

館名	住所	電話	種別	設置年度	建物建設年度	建物面積(㎡)	人口	世帯数	職員数 (〇内は会職 R5.4.1現在)	利用状況		主催講座等 開催回数	主催講座等 開催回数	サークル数	市図書館分室	
										利用回数	利用者数					
1	勸興	成章町1番8号	23-6303	単	S26	R3	670	6,458	3,402	3(2)	1,348	11,642	6	29	21	
2	循誘	大財二丁目2番52号	23-3759	単	S26	R3	718	8,718	4,591	3(2)	1,335	14,629	10	52	19	
3	日新	長瀬町1番20号	26-9216	単	S26	S63	685	9,155	4,460	3(2)	1,568	17,813	10	29	25	
4	赤松	中の館町4番10号	23-6002	単	S26	H14	787	8,218	3,836	3(2)	3,873	21,400	12	129	36	
5	神野	神野西一丁目4番7号	30-6702	単	S26	H25	751	11,327	5,678	3(2)	2,883	24,290	9	34	16	
6	西与賀	西与賀町大字屋外1405番地	23-4683	単	S25	H22	639	5,718	2,564	3(2)	1,139	10,543	8	39	14	
7	嘉瀬	嘉瀬町大字中原1690番地	26-5208	単	S23	H24	877	4,976	2,174	3(2)	1,295	12,277	15	49	25	
8	巨勢	巨勢町大字高尾104番地17	26-9218	複	S24	H18	680	5,514	2,424	3(2)	1,329	11,962	10	58	27	有
9	兵庫	兵庫町大字潤1295番地	23-3566	単	S24	S60	656	15,466	6,607	3(2)	1,298	14,070	3	9	22	
10	高木瀬	高木瀬東五丁目1番12号	31-3400	複	S22	H12	706	14,048	6,359	3(2)	1,924	19,702	13	50	29	有
11	北川副	木原三丁目12番8号	23-3086	単	S24	S61	589	12,561	5,505	3(1)	1,229	15,743	7	65	18	
12	本庄	本庄町大字本庄279番地8	23-2691	複	S22	H16	772	12,064	5,846	3(1)	1,261	13,370	6	25	23	有
13	鍋島	鍋島一丁目1番1号	31-2984	複	S22	H10	704	12,707	5,670	3(2)	1,089	11,164	6	29	20	有
14	金立	金立町大字千布2333番地2	98-1016	複	S23	H8	622	4,428	2,059	3(2)	1,331	14,186	6	68	18	有
15	久保泉	久保泉町大字川久保1363番地1	98-0001	単	S23	H29	634	3,666	1,672	3(2)	807	10,299	11	47	18	
16	蓮池	蓮池町大字蓮池6番地49	97-0070	単	S22	S62	608	1,699	730	3(2)	536	5,408	6	27	11	
17	新栄	鍋島町大字八戸1285番地3	23-4907	単	S53	H26	779	6,852	3,181	3(2)	1,653	15,756	7	34	25	
18	若楠	若楠二丁目13番1号	31-6358	単	S54	H30	637	8,030	3,874	3(2)	1,793	16,166	4	35	28	
19	開成	鍋島町大字森田27番地4	33-9581	複	H4	H4	607	9,199	4,004	3(2)	1,207	10,305	11	33	22	有
20	諸富町	諸富町大字諸富津7番地	47-4995	複	S30	S60	2,691	10,014	4,201	4(2)	2,608	21,086	7	31	36	有
21	春日	大和町大字尼寺1875番地	62-3151	複	H15	H14	3,227	8,702	3,775	4(3)	2,760	32,724	9	27	42	有
22	春日北	大和町大字久池井1756番地1	62-8828	単	H26	H25	731	7,926	3,302	3(2)	2,086	17,209	13	30	25	
23	川上	大和町大字川上2480番地2	62-5775	単	H22	H22	359	5,731	2,185	3(2)	926	8,724	23	42	20	
24	松梅	大和町大字松瀬2530番地1	64-2041	単	H30	H30	605	891	346	3(2)	810	8,721	9	91	9	
25	富士	富士町大字古湯2624番地	58-2882	複	S36	H20	2,216	3,364	1,446	4(2)	816	9,735	10	62	10	有
26	三瀬	三瀬村大字三瀬2762番地2	56-2003	複	S49	H21	541	1,175	481	3(1)	500	3,189	13	33	3	有
27	南川副	川副町大字鹿江422番地1	45-8919	単	S48	H23	825	5,614	2,177	3(2)	1,465	15,059	14	70	23	有
28	西川副	川副町大字西古賀260番地1	45-1478	単	S51	S50	571	5,426	2,127	3(2)	920	7,717	6	41	17	
29	中川副	川副町大字早津江27番地1	45-4173	単	S47	R2	665	2,897	1,281	3(2)	858	7,887	7	42	17	
30	大詫間	川副町大字大詫間560番地1	45-4480	単	S49	H30	560	1,475	536	3(2)	492	5,045	11	37	7	
31	東与賀	東与賀町大字田中423番地1	45-0375	単	S40	S40	400	7,866	2,928	3(2)	960	10,974	8	44	17	
32	久保田	久保田町大字新田3331番地3	68-3611	複	S43	R2	599	7,548	2,956	4(3)	1,621	32,613	7	38	19	有
合計	—	—	—	—	—	—	229,433	102,377	100(63)	45,720	451,408	297	1,429	662	12	

# 公民館位置図



## (2) 公民館利用者数の推移

公民館の年間利用者数は、平成23年度から30年度までは70万人前後で横ばいに推移し、まちづくり協議会（以下まち協）設立による増加は特に見受けられない。令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館やイベント等の中止の影響により、利用者は激減した。

翌3年度からは、コロナ感染予防対策を講じながら各種講座やイベントを徐々に再開し、利用者は回復傾向にある。

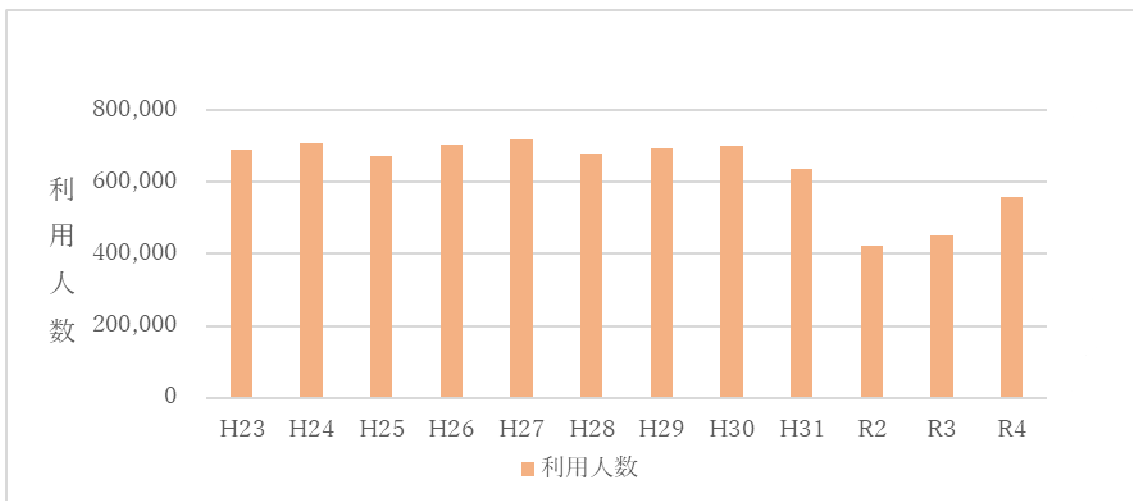
### 公民館利用者数の推移（H23～R4）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
市人口（人）	234,730	236,004	235,469	235,162	234,621	234,152	233,341	232,629	231,896	230,970	229,433	228,553
利用人数（人）	691,827	708,558	674,310	705,469	719,758	680,122	692,670	701,903	635,310	423,883	451,408	559,491
利用回数（回）	43,092	47,600	45,952	48,180	49,745	51,569	50,490	51,410	49,105	41,536	45,720	50,514

まち協の  
設立状況  
(累計)

3校区 6校区 12校区 19校区 21校区 24校区 27校区 30校区

31校区



## (3) 公民館の利用状況（令和4年度利用実績から）

- ・すべての館において、広い会議室（大会議室、集会室）の稼働率が一番高く、調理実習室が一番低い。利用料金が無料であること、利用目的やコロナ感染予防対策等から、より広い会議室の希望が多いと思われる。
- ・大会議室等の稼働率が高い館は、赤松、神野、新栄、高木瀬、春日で、いずれも60%を超えた稼働率となっている。
- ・全体を通して稼働率が高い館は、赤松、神野、兵庫、高木瀬、循誘、勸興の順となっており、市の中心部に集中している傾向にある。
- ・全館の平均稼働率は23%で、部屋や時間帯によっては空きがある状況。

(4) 公民館利用者の属性 (公民館利用者アンケート調査から)

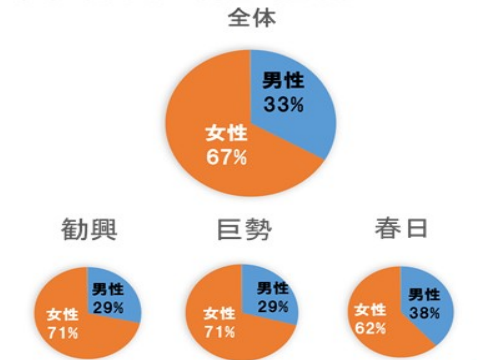
公民館の利用者は、女性が7割で男性が3割、65才以上が最も多く、19才～29才が最も少ない。校区内居住者が約半数を占め、校区外(市内)は4割、市外は1割未満となっている。団体の利用は、サークルが最も多く、次いでその他、まち協、自治会、子ども会、老人クラブ、スポ協の順となっている。その他には、公民館事業や地域行事の参加者、地域以外の団体や利用者が含まれる。利用の目的は、サークル活動が最も多く、次いで地域活動、その他となっている。その他には、公民館事業や地域行事の参加者や校区外団体の利用(会議や練習など)が含まれる。

◆公民館利用者アンケート調査

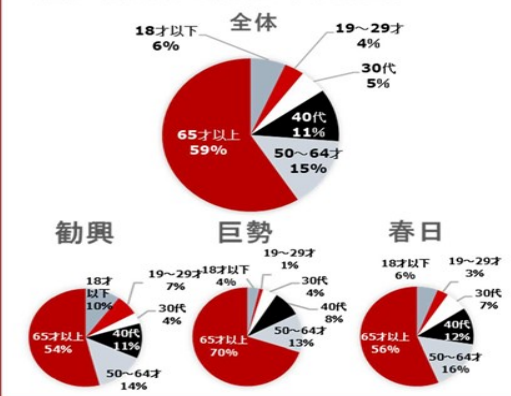
- ・対象：勸興・巨勢・春日公民館利用者
- ・期間：令和5年6月19日～7月18日  
(巨勢公は、令和5年6月26日～7月25日)
- ・利用者数(回答者数)：
 

勸興公	1,376人(1,239人)
巨勢公	1,439人(1,125人)
春日公	2,392人(2,119人)
web回答	(22人)
計	5,228人(4,504人)
- ・回答率：86%

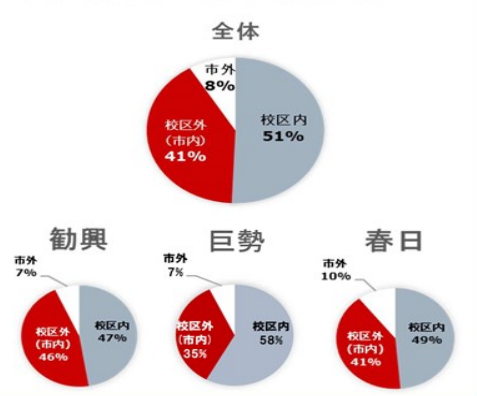
(1) 利用者の属性(性別)



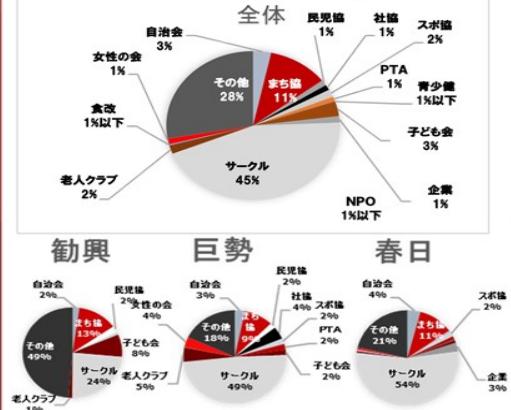
(2) 利用者の属性(年齢層)



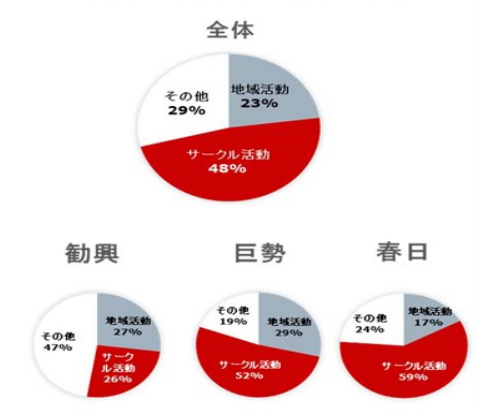
(3) 利用者の属性(居住地)



(4) 利用者の属性(所属団体)



(5) 利用者の属性(利用目的)



(5) 公民館運営の状況

運営形態、主体	市の直営
職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館長(会計年度任用職員 or 再任用 5 時間45分 or 7時間45分)</li> <li>・正規職員(7時間45分)1名 or 専門職主事(7時間)1 名</li> <li>・会計年度任用職員 1～2 名(6 時間) 計 3～4 名体制 ※8:30～17:15 でシフト勤務</li> </ul>
業務内容	生涯学習の推進、施設の管理運営、貸館、地域コミュニティ活動支援
開館時間及び休館日	・開館時間: 8 時 30 分～22 時 ・休 館 日: 毎月第 3 日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
夜間、土日祝日の管理	管理委託(住込み管理人 or シルバー人材センター等)
利用料	<p>市外在住者や市外の団体等から徴収する各部屋の使用料(1 時間当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50 m<sup>2</sup>までは「300 円」</li> <li>・51 m<sup>2</sup>から 100 m<sup>2</sup>までは「510 円」</li> <li>・101 m<sup>2</sup>以上が「730 円」</li> </ul> <p>※冷暖房又は陶芸用電気炉を使用の場合、実費相当額</p> <p>※市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、これらの者を中心とした団体及び市内を活動の拠点とする団体を除く。</p>
利用の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)社会教育法 23 条の規定に抵触する恐れがあるとき。</li> <li>(2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</li> <li>(3)公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</li> <li>(4)前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。</li> </ol>
利用者よっての優先等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等の早期年間予約(前年度1月初日から受付)</li> </ul> <p style="text-align: center;">公民館及び市の主催等の行事、校区行事は、それ以前に予約できる。</p>
個人(家族を含む)の利用	・令和4年4月から、一般団体と同じ取扱いでの利用が可能となった。
営利活動への利用許可	・地域振興につながる営利活動は、利用可。・特定の団体、個人の利益になる営利活動は不可。
営利活動の利用事例	・校区のイベント時のバザー、農産物の販売等
政治的中立性に関すること	・特定の政党、候補者等の宣伝や勧誘につながり、政治的中立性が保たれない行為は不可。
政治活動の利用事例	・複数議員による政治報告会、原発反対、賛成集会
宗教的中立性に関すること	・宗教行事、宗教に関する行為、市民等を対象として、宗教についての講習会、勉強会、催事、宣伝、勧誘、布教活動等は不可
宗教活動の利用事例	・地区の戦没者慰霊祭
宿泊を伴う利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊利用できるのは、市内の小学生、中学生及びその引率者とする</li> <li>・公民館を単なる宿泊施設と位置付け利用するのではなく、社会教育実践の場として利用することが認められる活動が計画されていること</li> <li>・活動の運営が、入館から退館まで全て利用者自身で行われる事業であること</li> </ul>
高校生以下の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生以下の会議室利用については、原則、引率者同伴。</li> </ul> <p>フリースペースは、子どもだけでも利用可</p>
地域防災の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの公民館が1次避難所となっている。 公民館長、職員も避難所運営に関わる。</li> <li>・校区自主防災組織の活動拠点</li> </ul>

## (6) 課題

- ・公民館の利用者は高齢化、固定化傾向にあり、若い世代や新規の利用が少ない。若い世代のニーズに充分に応えきれていない状況にある。
- ・公民館には、社会教育法第23条（非営利性、政治的・宗教的中立性）による利用制限があり、特に、特定の個人、団体に利益が生じる営利活動については、利用を許可しておらず、使いづらいイメージを与えている。（すべての営利活動を断っているのではなく、条件によっては許可している。）
- ・少子高齢化、人口減少が進む中、市の推計では2040年に3人に1人が高齢者となる予想になっており、地域コミュニティの存続が危ぶまれている。
- ・地域活動団体からは、人材不足、後継者不足に悩み、より充実した支援を望む声が多く寄せられている。
- ・現状の公民館長（短時間勤務）、正規職員1名、会計年度任用職員1名（短時間勤務）体制では、地域からの相談、支援の要請に十分な対応ができていない。

## 2. 今後の公民館のあり方について

提言1) 社会教育施設から一般行政施設へ、位置づけを変更する。

市民の多様なニーズに対応し、利用者の増加、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての機能強化を図ることを目的に、公民館を社会教育施設から一般行政施設に移行する。

- ・概ね小学校区に設置されている利点を活かし、地域コミュニティ活動の拠点として、誰もが気軽に利用し交流しやすい施設となるよう、営利活動などの利用制限を一部緩和し、利用の拡大を図ること。
- ・新たな利用者を地域コミュニティ活動へとつなぎ、防災、防犯、健康、福祉、環境、子育てなどの地域課題の解決にむけた取り組みを支援していくこと。
- ・社会教育活動だけでなく新たな活用や活動ができる施設になったという認識を広く持ってもらうには、公民館からコミュニティセンターなどへの名称の変更が望ましい。広報についても十分に注力すべきである。

- ・施設の位置づけや名称を変更しただけでは何も変わらないことが想定される。移行後の施設運営のマネジメントを強化するため、新しい施設の運営協議会のような組織を各校区へ設置し、P D C Aサイクルによって地域の実情に応じた運営を図っていくこと。
- ・ただし、この変更に伴って、社会教育機能の弱体化につながるものが危惧されるため、社会教育施設としての位置付けを堅持すべきであるとの意見があったことにも配慮した慎重な対応を検討することを要望する。

## 提言2) 社会教育機能の維持、充実について

これまで公民館が培ってきた社会教育の手法、特に、住民のニーズをくみ取った学習活動の支援（人づくり）、学習集団を形成して相互に高め合う場をつくり出す（つながりづくり）、さらには学習の成果を還元し地域課題解決に活用する（地域づくり）といった取り組みのノウハウは、今後の地域づくりにおいて重要な機能を果たし得るものである。人づくり・つながりづくり・地域づくりを基盤とする社会教育事業については、今後も引き続き推進していくべきである。

- ・一般行政施設に移行後も、これまで通りに社会教育機能を維持、充実させていくために、新施設の条例に社会教育の推進に関する条文を盛り込むこと。また、教育委員会と密に連携を取り、社会教育事業に取り組んでいくこと。
- ・社会教育事業については、引き続き社会教育委員の会議に諮り、意見を反映しながら推進していくこと。
- ・各館に社会教育主事・社会教育士の有資格者などの専門性の高い職員1名を必置とし、また、社会教育に関する講習や研修の受講を積極的に推奨し、職員研修の充実も図ること。

### 提言3) 地域の多様なニーズに対応する活用について

多様化する地域住民のニーズに柔軟に対応するため、より地域に根ざした学びの場、活動の場を提供することが求められている。現在、公民館の利用が少ない若い世代を取り込み、また、子どもから高齢者までの世代間交流を促すために、誰もが気軽に足を運ぶ「きっかけ」となる新たな仕掛けの創出に努める必要がある。

- ・現在の利用基準を緩和し、これまで利用できなかった方々の利用（特定の個人や団体の営利を目的とした活動の利用）を認め、地域の多様なニーズに応える多様な活用を図ること。
- ・営利活動等の利用を認めるにあたっては、施設使用料の見直しも必要であるが、地域コミュニティ活動については現行のまま無料とし、営利活動や市外の団体については高めの料金設定をすること。
- ・地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域団体の利用を優先すること。
- ・若い世代や現役世代のニーズを把握したうえで、土日に親子が参加しやすいような行事に民間活力を取り込むなど、公民館や地域行事の魅力アップを図り、新たな利用者、参加者の掘り起こしを図ること。
- ・民間事業者、市民活動団体、障がい者団体等や、子どもから高齢者までの誰もが利用しやすい環境整備やルールづくりが必要である。
- ・多様なニーズに対応するためにNPOや企業等と様々な連携を進めるために、新たな施設の条例の制定の前に、可能な様々な実験的な試みを積み重ね、経験値をつけていくことも必要である。
- ・公民館の地域活動への支援については地域間で差が見受けられるため、全市共通の支援の基準を定めた上で、それに準じて各校区で運用基準を定めること。その際、施設運用のあり方については徹底して作り込むこと。

#### 提言4) 人員配置、運営体制について

地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割を強化するには、地域づくりや地域振興を始めとする他の行政施策・部局、学校、民間企業やNPO等との連携・協働を推進していくべきである。

- ・地域づくりを推進していく上で、地域と他団体等とのコーディネート役を担うのが、館長、職員であり、地域のニーズをくみ取り、必要な団体とのマッチング及び連携・協働を図り、地域の課題解決に向けた事業を展開していくことが求められる。そのために必要な予算を講じること。
- ・地域の実情を把握し地域のニーズに応え、地域の様々な課題に取り組んでいくには、館長はフルタイム勤務とすること。
- ・社会教育の手法により、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進していくには、専門性の高い職員を配置し職員体制の充実を図り、併せて資質向上を図る職員研修を充実させること。
- ・新たな施設での地域コミュニティ活動や社会教育事業等をマネジメントする組織（運営協議会等）は、新組織の職員、まちづくり協議会、自治会等の構成員のみならず企業やNPO等の団体を構成員として加えることが望ましい。

最後に、本提言の取りまとめにあたり、一部の委員から、さらに慎重な審議を求め現段階での提言に対する反対意見があった。このことを踏まえ、以上の4つの提言を市の施策に反映させる際には、社会教育や地域づくり等に関わる関係者や市民の理解を得るための十分な対応を行うことを付記する。

## 公民館のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 少子高齢化が進む中、この先、住民の誰もが暮らしやすいと感じる地域にしておくために、公民館の利便性の向上を図り、地域コミュニティ活動の拠点としての機能を更に高めることを目的に、今後のあり方を検討する場として、公民館のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 今後の公民館のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公民館関係団体の代表者
- (2) 地域連携事業の実践者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、令和5年6月9日から令和6年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部公民館支援課が行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

佐賀市公民館のあり方検討委員会 委員名簿

	所属等	役職	氏名
1	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会会長	小城原 直
2	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会副会長	福田 忠利
3	まちづくり協議会	巨勢まちづくり協議会会長	石井 孝嗣
4	佐賀市民生委員児童委員協議会	佐賀市民生委員・児童委員協議会副会長	木村 泰代
5	PTA 協議会	佐賀市 PTA 協議会副会長	中山 志穂
6	佐賀市子育てサークル連絡会	佐賀市子育てサークル連絡会相談役	吉村 純子
7	佐賀市小中学校校長会	佐賀市立赤松小学校校長	浅井 慎司
8	社会教育委員	佐賀市社会教育委員の会議委員長 西九州大学副学長	上野 景三
9	防災関係団体	佐賀県防災士会代表	溝上 良雄
10	障がい福祉団体	NPO 法人佐賀中部障がい者ふくしネット理事長	福島 龍三郎
11	団体・企業向け研修実践者	株式会社アテント`代表取締役	福成 有美
12	NPO	NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA 副代表理事	内川 実佐子
13	地域連携事業実践者	くるめオンライン公民館館長 まちびと会社 visionAreal 共同代表	翁 昌史
14	地域連携事業実践者	株式会社佐賀銀行営業統括本部地域支援部副部長	横尾 敏史
15	地域連携事業実践者	田島株式会社専務取締役	田島 みゆき
16	学識経験者	佐賀大学名誉教授	五十嵐 勉

検討委員会スケジュール

会議	日程	議題等
第1回	令和5年 6月 9日 (金)	1 委員長及び副委員長の選任 2 公民館あり方検討委員会の概要 3 公民館を取り巻く状況について
第2回	7月31日 (月)	全国的な動向、他市の状況、現地視察
第3回	8月25日 (金)	今後の公民館のあり方についての検討(1回目) ・公民館の多様な活用について ・使用料、減免について
第4回	10月20日 (金)	今後の公民館のあり方についての検討(2回目) ・社会教育事業の取組みについて ・職員体制等について
第5回	11月10日 (金)	今後の公民館のあり方についての検討(3回目)
第6回	令和6年 1月23日 (火)	検討事項のまとめ (提言書の作成)